

新旧対照表（地質・土質調査業務共通仕様書）

旧（令和 5 年 10 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要
地質・土質調査業務共通仕様書 平成 2 3 年 5 月一部改正 平成 2 4 年 2 月一部改正 平成 2 9 年 4 月一部改正 令和 2 年 1 0 月一部改定 令和 3 年 1 0 月一部改定 令和 4 年 1 0 月一部改定 令和 5 年 1 0 月一部改定	地質・土質調査業務共通仕様書 平成 2 3 年 5 月一部改正 平成 2 4 年 2 月一部改正 平成 2 9 年 4 月一部改正 令和 2 年 1 0 月一部改定 令和 3 年 1 0 月一部改定 令和 4 年 1 0 月一部改定 令和 5 年 1 0 月一部改定 令和 6 年 1 0 月一部改定	

新旧対照表（地質・土質調査業務共通仕様書）

旧（令和5年10月）	新（令和6年10月）	摘要
第102条 用語の定義 34.「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。	第102条 用語の定義 34.「書面」とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。	修正
第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<u>JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</u>及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。	第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。	修正
第503条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<u>JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</u>及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。	第503条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値 (2) 荷重強度－変位曲線 (3) 地盤の変形係数 (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。	修正
第505条 試験等 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521（<u>地盤の</u>平板載荷試験方法）によるものとする。	第505条 試験等 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（平板載荷試験方法）によるものとする。	修正

新旧対照表（地質・土質調査業務共通仕様書）

旧（令和 5 年 10 月）	新（令和 6 年 10 月）	摘要
(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。	する。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする	
第506条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1521 (<u>地盤</u>の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。	第 506 条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 試験箇所、試験方法、測定値 (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS 1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。 (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。	修正
第515条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、<u>報告書用紙のJGS1614</u>によるものとする。	第 515 条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙 <u>1314</u> によるものとする。	修正
第804条 業務内容 7. 報告書作成 第802条第<u>7</u>項に準じるものとする。	第 804 条 業務内容 7. 報告書作成 第 802 条第 <u>8</u> 項に準じるものとする。	修正